

事 務 連 絡
平成26年8月11日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会専務理事 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課薬事安全企画班

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件等について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成26年厚生労働省告示第323号）が公布され、その内容等について別添のとおり通知がありましたので、貴会会員等関係者への周知方をお願いします。

食安発0808第1号
平成26年8月8日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第97号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成26年厚生労働省告示第323号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、グルタミルバリルグリシンを省令別表第1に追加したこと。

2 告示関係

(1) 法第11条第1項の規定に基づき、農薬シアゾファミド、農薬ジカンバ、農薬1,3-ジクロロプロペン、農薬シプロジニル、動物用医薬品ジルパテロール、動物用医薬品セファゾリン、動物用医薬品及び飼料添加物ナラシン、農薬プロフェジン、農薬ペンチオピラド、農薬ボスカリド、農薬マンジプロパミド、動物用医薬品及び飼料添加物モネンシン、農薬モリネート及び農薬ルフエヌロンについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙参照）。

(2) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、グルタミルバリルグリシンの成分規格を設定し、試薬・試液等を改正したこと。

第 2 施行・適用期日

1 省令関係

公布日から施行されるものであること。

2 告示関係

公布日から適用されるものであること。ただし、残留基準値を改正するものうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成 27 年 2 月 8 日から適用されるものであること。

農薬等	食品
ジカンバ	えだまめ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の卵及びその他の家きんの卵
シプロジニル	その他のあぶらな科野菜、チコリ、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、かき、バナナ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、その他の果実、その他のオイルシード、その他のスパイス及びすもも（乾燥させたもの）
ナラシン	牛の筋肉、牛の腎臓、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分
ボスカリド	りんご、牛の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、鶏の脂肪、鶏の肝臓、鶏の腎臓及び鶏の食用部分
モネンシン	牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、豚の脂肪、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動

	物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分
モリネート	小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ

第3 農薬等の残留基準に関する事項

1 運用上の注意

- (1) 今回基準値を設定するジカンバとは、農産物（大豆に限る。）及び畜産物にあつてはジカンバ、3, 6-ジクロロ-2-ヒドロキシ安息香酸（以下、

この項において「代謝物B」という。)をジカンバに換算したもの及び代謝物Bの抱合体をジカンバに換算したものの和をいい、農産物(大豆を除く。)にあってはジカンバをいうこと。

- (2) 今回基準値を設定する1, 3-ジクロロプロペンとは、1, 3-ジクロロプロペン(E体)及び1, 3-ジクロロプロペン(Z体)の和をいうこと。
- (3) 魚介類(さけ目魚類に限る。)、魚介類(うなぎ目魚類に限る。)、魚介類(すずき目魚類に限る。)、魚介類(その他の魚類に限る。)、魚介類(貝類に限る。)、魚介類(甲殻類に限る。)及びその他の魚介類に設定されているシプロジニルの基準値については、これらの基準を統合して「魚介類」として基準値を設定すること。
- (4) 今回基準値を設定するナラシンとは、ナラシンAをいうこと。
- (5) これまでボスカリドとは、畜産物にあっては、ボスカリド、2-クロロ-N-(4'-クロロ-5-ヒドロキシ-ビフェニル-2-イル)ニコチンアミド(以下、この項において「代謝物B」という。)及び代謝物Bのグルクロン酸抱合体をボスカリド含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあっては、ボスカリドのみをいうこととしていたが、今回基準値を設定するボスカリドとは、ボスカリドのみをいうこと。
- (6) 羊、馬、山羊及びその他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)に設定されているボスカリドの基準値については、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として基準値を設定すること。
- (7) 今回基準値を設定するモネンシンとは、モネンシンAをいうこと。

2 その他

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく農薬シアゾファミド、農薬1, 3-ジクロロプロペン、農薬プロフェジン、農薬ボスカリド、農薬マンジプロパミド及び農薬ルフェヌロンに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、1, 3-ジクロロプロペン、ジルパテロール及びナラシン試験法については、後日通知することとしていること。

第4 添加物に関する事項

運用上の注意

使用基準関係

グルタミルバリルグリシンの使用基準は設定しないものの、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないよう、関係業者に周知すること。

セファゾリン(抗菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.05	0.05

ナラシン(抗菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	● 0.02	0.05
豚の筋肉	○ 0.02	
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	
牛の腎臓	● 0.02	0.05
豚の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	
鶏の筋肉	● 0.02	0.1
その他の家きんの筋肉	● 0.02	0.1
鶏の脂肪	● 0.05	0.5
その他の家きんの脂肪	● 0.05	0.1
鶏の肝臓	● 0.05	0.3
その他の家きんの肝臓	● 0.05	0.3
鶏の腎臓	● 0.02	0.3
その他の家きんの腎臓	● 0.02	0.3
鶏の食用部分	● 0.05	0.3
その他の家きんの食用部分	● 0.05	0.3

ブプロフェジン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.5	0.5
小麦	○ 0.3	0.3
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 13	13
その他のきく科野菜	○ 3	3
トマト	○ 1	1

マンジプロパミド(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 2	2
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜	○ 25	25
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.3	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.3	0.3
しろうり	○ 0.3	0.3
すいか	○ 0.3	0.3
メロン類果実	○ 0.3	0.3
まくわうり	○ 0.3	0.3
その他のうり科野菜	○ 25	25
ほうれんそう	○ 25	25
オクラ	○ 1	1
しょうが	○ 0.01	0.01
その他の野菜	○ 25	25
みかん	○ 0.3	
なつみかんの果実全体	○ 3	
レモン	○ 3	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 3	
グレープフルーツ	○ 3	
ライム	○ 3	
その他のかんきつ類果実	○ 3	
いちご	○ 5	
ぶどう	○ 3	3
その他の果実	○ 1	1
ホップ	○ 50	50
その他のスパイス	○ 10	
その他のハーブ	○ 25	20
干しぶどう	○ 5	5
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 10	10

モネンシン(抗菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	● 0.01	0.05
豚の筋肉	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.01	0.05
牛の脂肪	○ 0.1	0.05
豚の脂肪	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.05
牛の肝臓	○ 0.1	0.05

モネンシン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
豚の肝臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.02	0.05
牛の腎臓	● 0.01	0.05
豚の腎臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.05
牛の食用部分	○ 0.1	0.05
豚の食用部分	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.02	0.05
乳	● 0.002	0.01
鶏の筋肉	● 0.01	0.5
その他の家さんの筋肉	● 0.01	0.5
鶏の脂肪	● 0.1	0.5
その他の家さんの脂肪	● 0.1	0.5
鶏の肝臓	● 0.01	0.5
その他の家さんの肝臓	● 0.01	0.5
鶏の腎臓	● 0.01	0.5
その他の家さんの腎臓	● 0.01	0.5
鶏の食用部分	● 0.01	0.5
その他の家さんの食用部分	● 0.01	0.5

モリネート(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.1	0.1
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類	●	0.02
大豆	●	0.02
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らっかせい	●	0.02
その他の豆類	●	0.02
ばれいしょ	●	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.02
かんしょ	●	0.02
やまいも(長いもをいう。)	●	0.02
こんにやくいも	●	0.02